

神奈川県立かながわ労働プラザ  
指定管理者外部評価委員会  
評価報告書

平成27年 7 月

## 1 委員会委員（ は座長）

委員名(50音順)	職業等	委員区分
藏本 隆	公認会計士・税理士	経理職見者
高荒 敏明	弁護士	法務識見者
中里 経	中央労働災害防止協会 関東安全衛生サービスセンター専門役	施設利用者
仁科 亮	中小企業診断士・社会保険労務士	経理職見者
山本 圭子	法政大学法学部講師	学識経験者

## 2 スケジュール

平成26年10月17日	委員会開催（選定基準等、配点について協議）、現地視察
平成27年4月13日	募集要項配布
平成27年4月20日	質問の受付
平成27年4月27日	募集説明会 参加団体 6団体
平成27年6月12日	募集受付終了 応募団体 1団体
平成27年6月26日	委員会開催（書類評価を実施）
平成27年7月14日	委員会開催（面接評価を実施、最終評価を協議）

## 3 評価の実施方法

### (1) 会議の公開・非公開について

神奈川県立かながわ労働プラザ指定管理者外部評価委員会の設置及び運営に関する要綱に基づき、会議は原則公開とした。

ただし、神奈川県情報公開条例第5条各号に規定する事項について協議する場合は、一部会議を非公開とした。

### (2) 書類評価、面接評価等の方法について

#### ア 書類評価

日時 平成27年6月26日(金) 10時00分～11時15分

場所 神奈川県立かながわ労働プラザ8階かながわ労働センター会議室

出席委員 5名

内容 応募団体からの申請書類について書類評価をした後、各委員がそれぞれ選定基準に基づき仮採点を行った。

#### イ 面接評価

日時 平成27年7月14日(火) 13時15分～15時30分

場所 神奈川県立かながわ労働プラザ8階かながわ労働センター会議室

出席委員 5名

内容 応募団体から申請書類に基づく35分間のプレゼンテーション及び各委員から応募団体への事前質問に対する回答の後、各委員から30分の質疑応答を行った。

### (3) 外部評価委員会の得点の決定方法

書類評価により各委員が選定基準に基づき仮採点を行った後、面接評価を踏まえ、各委員が仮採点の修正を行い、委員会として応募団体に対する最終評価点について協議し、指定管理者候補を決定した。

#### 4 選定基準

選定基準		評価項目	評価の視点	配点 (計100)	指定の基準 (条例)	評価の対象とする申請書類 該当箇所	
(大項目)	(中項目)						
サービス向上	(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	施設運営の考え方、運営方針等	施設の設置目的を踏まえた施設運営の基本方針、考え方 ----- 業務の一部を委託する場合の業務内容等	10	条例第5条第1号 条例第5条第3号	事業計画書 - (1)	
	(2) 施設の維持管理	施設・設備の維持管理	快適な利用環境を維持するための施設・設備の維持管理の取組	5	条例第5条第3号 条例第5条第4号	事業計画書 - (2)	
	(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	利用促進のための取組		より多くの利用を図るために実施する施設全体の事業の実施方針、内容等	10	条例第5条第1号 条例第5条第3号	事業計画書 - (3)
				より多くの利用を図るために行う施設全体の広報・PR活動	5		
				施設全体の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の実施	5		
		利用者への対応	5	利用者からの苦情処理やトラブルへの対応 サービス向上のために行う利用者ニーズの把握及び事業等への反映			
		利用料金		利用料金の設定			
	(4) 事故防止等安全管理	日常時の安全管理		通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容	5	条例第5条第3号	事業計画書 - (4)
		緊急時の対応		事故等の緊急事態が発生した場合の対応方針 急病人等が生じた場合の対応			
	(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり	地域との連携		ボランティア団体、近隣住民等との連携・協力	5	条例第5条第3号	事業計画書 - (5)
管理経費の節減等	(1) 適切な積算	事業計画等との関係	人件費、施設の維持管理費及び事業実施に要する費用に係る ・積算の適切性 ・仕様に定める業務の実現可能性 ・積算単価等の妥当性 ・公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性 ・健全経営の視点からの積算の妥当性等	5	条例第5条第5号	事業計画書 - (1)	
	(2) 節減努力等	提案額	最低納付金からの増額度合いを所定の計算式により算出。計算値が配点を超える場合は配点を上限	25	条例第5条第5号	事業計画書 - (2)	

団体の遂行能力	(1) 人的な能力、執行体制	執行体制	指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等	5	条例第5条第4号	事業計画書 - (1)
		人材育成等	指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用			
		委託業務のチェック体制	業務の一部を委託する場合の管理・指導體制			
	(2) コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献	諸規程の整備	指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応及び再発防止策構築	5	条例第5条第3号	事業計画書 - (2)
		個人情報保護の考え方	個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱い			
		障害者雇用への配慮	法定雇用率、障害者雇用促進の考え方と実績			
		環境への配慮、その他社会貢献	指定管理業務を行う際の環境への配慮 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績			
	(3) これまでの実績	これまでの実績	指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績 他の自治体における指定取消しの有無	5	条例第5条第3号 条例第5条第4号	事業計画書 - (3)
	(4) 財政的な能力	財務状況	安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての法人等の経営状況、法人等の事業の継続性・安定性の度合い、法人等の事業の信頼性の度合い	5	条例第5条第5号	法人等の事業計画書、収支予算書、事業報告書及び決算書類

## 5 評価結果

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果、次の団体を指定管理候補者と決定した。

公益財団法人 神奈川県労働福祉協会 (横浜市中区)

選定基準別点数			合計点
サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
38	10	14	62

## 6 提案概要及び評価の内容

### (1) 提案の概要

#### (サービスの向上について)

利用の少ない4つの施設について、特別会議室やギャラリーは、本来の性格は維持しつつ、多目的に使用できるように改修するなどの利用向上計画を実施する。また、トレーニングルームは、機器を利用することにポイントがたまる「ポイント割引サービス」や音楽スタジオを1人で利用される際の「一人割プラン」「シニア割・学割プラン」等の各種サービスプランを実施する。

県立2館の図書館との連携により、労働情報コーナーにおいて、県立の図書館所蔵の図書の貸し出しサービスを実施する。

「Lプラザコミュニティサイト」や「プラザ通信」の発行等の情報発信により広報・PR活動を推進する。

自主事業では、労働法講座から初めての音楽教室まで、労働プラザに相応しい多彩な講座を開講する。

4階フロアにサービスカウンターを設置することにより、利用者が1階受付まで出向くことなくサービスが受けられる体制を整備し、利便性を格段に向上させる。

事故防止、災害時の対応等に向けた取組みとして、AEDを増設するとともに、AED講習の職員全員受講のほか、「危機管理マニュアル」の整備、「事業継続計画」の策定、「非常時緊急参集訓練」の実施等により緊急時に備える。

地域住民との交流を通してにぎわうプラザを実現するために「プラザ朝市」、「ランチタイムコンサート」、「プラザフェスタ」等の各種イベントを開催する。

#### (管理経費の節減等について)

提案額 (税込み)

納付金	13,500千円
県への最低納付金 8,750千円からの上乗せ額	+ 4,750千円

納付金の年度別提案額 (税込み)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
2,700千円	2,700千円	2,700千円	2,700千円	2,700千円	13,500千円

当協会職員、プラザ職員、委託業者、かながわ労働センター職員により構成された「プラザ施設維持管理推進委員会」を設置し、効果的・効率的な施設維持管理業務を行うための方策を検討し、業務の効率化を図るとともに、エネルギーや廃棄物の削減を始めとする環境配慮の実施に取り組む。

委託契約予定額が100万円以上の案件については、指名競争入札を実施するとともに複数年契約による経費の削減を図る。

照明器具のLED化、遮熱フィルムの設置等を推進し、電気使用量等の削減を図る。

#### (団体の業務遂行能力について)

当団体は、平成7年のかながわ労働プラザ開設以来、今日まで安定した管理運営を続けており、利用人員も指定管理前の平成17年度は24万人、第1期指定管理期間最終年度の平成22年度は32万人、そして平成26年度は38万人と、順調に増加している。

年2回の利用者満足度調査においても、毎回90%を超える利用者の満足を得ている。

平成18年度から平成27年度の10年間、川崎市生活文化会館の指定管理業務も行き、高い評価を得ている。

(2) 外部評価委員会の採点結果

団体名	評価項目	評価委員(仮採点)					最終 評価点	
		A	B	C	D	E		
1 公益財団 法人神奈 川県労働 福祉協会	サービスの向上 (配点 50点)	施設運営の考え方、運営方針等 (配点10点)	8	8	10	6	8	8
		施設・設備の維持管理 (配点5点)	4	4	5	3	4	4
		利用促進のための取組(その1) (配点10点)	6	6	10	6	6	6
		利用促進のための取組(その2) (配点5点)	4	3	5	4	4	4
		利用促進のための取組(その3) (配点5点)	4	4	5	3	4	4
		利用者への対応、利用料金 (配点5点)	4	4	5	4	4	4
		日常時の安全管理、緊急時の対応 (配点5点)	4	4	4	4	4	4
		地域との連携 (配点5点)	3	4	5	4	4	4
	管理経費の節減等 (配点 30点)	適切な積算(事業計画等との関係) (配点5点)	5	5	5	5	5	5
		節減努力等(提案額) (配点25点)	5	5	5	5	5	5
	団体の業務遂行能力 (配点 20点)	執行体制、人材育成等、委託業務のチェック体制 (配点5点)	4	4	5	3	4	4
		諸規程の整備、個人情報保護の考え方、障害者雇用への配慮、環境への配慮、その他社会貢献 (配点5点)	4	4	4	3	4	3
		これまでの実績 (配点5点)	4	4	4	3	4	4
		財務状況 (配点5点)	-	-	-	-	-	3
	合 計							62

(3) 評価講評

提案の中で優れていると評価した内容には、次のようなものがあった。

労働プラザの指定管理者の経験があるだけに、提案内容は、多くの評価項目で優れているとの評価を得るなど、全体的に、一定の水準を満たしていると認められる。

1階労働情報コーナーにおける県立図書館所蔵図書の貸出しサービスの実施や、SNSを利用して情報発信を行うLプラザコミュニティサイトの開設など、新しい事業に前向きに取り組む姿勢を示している

4階貸会議室フロアに新たに鍵貸出受付カウンターを設置するなど利用者ニーズに積極的に対応しつつ、公共性を確保しようとする姿勢が強く感じられる。

なお、総合的に判断した結果、指定管理者として適格性を有すると判断した。

## 7 議事概要（主要論点）

< 評価項目「利用促進のための取組」についての評価過程 >

（座 長）「利用促進のための取組(その2)」は、5点が1名、4点が3名、3点が1名となっている。いかがか。

（D委員）インターネットを活用するのはいまだき普通のこと。応募団体は公益財団法人としては頑張っているという主張はよく分かるのだが、大変優れているかということそこまではどうか。4点とすることが適当ではないか。

（B委員）先ほどの質疑応答では、「SNSを利用して情報発信を行うLプラザコミュニティサイト」について、これから新しい事をやるということなので、積極的に評価してよいのではないか。3点をつけていたが、4点でよいと思う。

（座 長）「やや優れている要素が見られる」という程度には評価できるとして、ここは合議の結果4点ということではよいか。

（全 員）異議なし。

< 評価項目「日常時の安全管理、緊急時の対応」についての評価過程 >

（座 長）「日常時の安全管理、緊急時の対応」について、全委員が4点をつけている。

（D委員）ごくたまに1階のロビーで利用者が騒いでいるのを見た事がある。しばらくして静かになるが、駆けつけて直ちに対応しているようには感じないのだが。

（C委員）サービスを提供するうえで、そういう方が来るという事態は避けられないということではないか。対応が適切に出来ているか、体制が出来ているかということではよいのではないか。

（D委員）ここは4点でよいのではないか。

（座 長）では、合議の結果4点ということではよいか。

（全 員）異議なし。

< 評価項目「適切な積算(事業計画書等との関係)」についての評価過程 >

（座 長）「適切な積算(事業計画書等との関係)」について、全員が5点をつけている。

（B委員）収支計画書の経費積算内訳の人件費欄の額とその裏のページの人件費内訳の合計額が一致していなかったため、先ほど質疑応答の中で確認したら、単純な転記ミスということがわかった。

（C委員）その転記ミスの原因は、人件費のところだけか。

（B委員）その通り。細かい人件費内訳書をまず算出して、その合計額を本文の収支計画書に転記するときに間違えてしまった、という質疑応答の中での説明があった。

（A委員）例えば1年目については、1億5千万円の総額に対しての40万円程度の転記ミスではある。

（B委員）内訳書の額より本文の収支計画書の額の方が少ないため、重大な誤りとまでは言えないと思うので、ここは5点でよいと思っている。

（座 長）転記ミスがなければ、積算としては内容に問題がないということではよいか。転記ミスが是正されたということも考慮した上で、ここは適切な積算がなされているということで5点とすることでよいか。

（全 員）異議なし。

< 評価項目「諸規程の整備、個人情報保護の考え方、障害者雇用への配慮、環境への配慮、その他社会貢献」についての評価過程 >

（座 長）次の「諸規程の整備、個人情報保護の考え方、障害者雇用への配慮、環境への配慮、その他社会貢献」についても、4点が4名、3点が1名となっている。何かご意見はあるか。

(D委員) 指定管理に関わるものではないが、昨年応募団体が実施した講座で、講師のプロフィールを住所まで記載して配布した例があった。指定管理業務の中で、利用者の個人情報が漏れると大変なことになる。応募団体には、個人情報はもっと大切にしてください。

(B委員) 個人情報に関して言えば、法律も厳しくなっているし、世間の目も厳しくなっている。どこでも大なり小なり抱えている問題であり、あまり厳しくしすぎるとキツイかなとは感じている。

(C委員) 応募団体への注意喚起も含めて、この項目を3点とすることも考えられる。

(B委員) ここは、一番厳しい意見を尊重してもよいと思う。

(座長) では、合議の結果3点ということではよいか。

(全員) 異議なし。

<評価項目「財政的な能力」についての評価過程>

(座長) 最後の項目は、「財政的な能力」である。

(B委員) 財政的には必ずしもよいという状況とは言えない。厳しい状況ではあるけれども、なんとか頑張っている、ということで3点ではないかと思う。

(A委員) 正味財産が減少しているのに、今日の説明を聞いても減価償却だから仕方ないという話で認識が甘いとは感じた。

(B委員) 本当はその分積み立てなければいけない。厳しい状況の数字ではあると思うが、今すぐどうこうということでもないので、3点にした。

(D委員) 次の指定管理が終了するまでの間の5年は大丈夫か。

(B委員) それは大丈夫だと思う。

(座長) この項目の点数については、3点ではよいか。

(全員) 異議なし。